

令和3年度予算編成方針

I. 国の動向

我が国経済は、新型コロナウイルス感染症（以下「感染症」という。）拡大の影響により極めて厳しい状況にあり、内需主導で成長軌道に戻していくことができるよう、感染症拡大防止と社会経済活動の両立を図っていく必要がある。また、今回の感染症拡大は、デジタル化の遅れや大都市集中などの課題やリスクが顕在化したところであり、「経済財政運営と改革の基本方針2020」においては、新たな時代を見据え未来を先取りする社会変革を不可欠とし、当面は、休業者や離職者をはじめ国民の雇用を守り抜くことを最優先として経済財政運営を行うとともに、あわせて、社会全体のデジタル化の活用をはじめ、「新たな日常」の構築による「質」の高い経済社会の実現を目指すという観点から、「経済再生なくして財政健全化なし」の基本方針の下、優先課題の設定とメリハリの強化を行いつつ、経済・財政一体改革を推進することとしている。

国の令和3年度予算の概算要求の具体的な方針においても、引き続き感染症への対応が喫緊の課題としながら、その際には、歳出改革の取組を強化するとともに、施策の優先順位を洗い直し、無駄を徹底して排除しつつ、予算の中身を大胆に重点化することが示されている。

地方財政についても、税収減などで地方団体の資金繰りや財政運営に支障が生じないよう必要となる地方交付税などの地方の一般財源総額を適切に確保するとされているものの、厳しい調整が行われることも予想され、地方交付税、社会保障制度、税制改正など今後の予算編成の動向は不透明であり、国の動向を十分注視していく必要がある。

II. 本市の財政状況及び今後の財政見通し

本市の財政状況は、これまで行政改革大綱等に基づき、歳出削減や歳入確保等に努め一定の成果を収めてきたものの、人口減少と高齢化が進行し、歳入では、市税等の減少、歳出では、社会保障関係経費及び公債費等の増加のため、令和元年度決算における実質公債費比率11.0%、将来負担比率83.4%（両指標ともに県内19市ワースト）となったほか、各種財政指標も悪化しており、令和2年度の当初予算編成でも財政調整基金その他各種基金の大幅な取崩しにより対処してきたところである。

令和3年度は、普通交付税が合併算定替終了及び国勢調査の人口減に伴い減少する中、引き続き社会保障関係経費や公債費、公共施設の維持管理経費等の経常経費が増大する見込みであり、さらには感染症の影響による個人所得の減少や企業収益の悪化に伴い、市税や国・県からの譲与税等にも大きな影響が見込まれるなど、過去に経験したことのない不確定要素が多い状況での、極めて厳しい編成作業に覚悟して臨む必要がある。

また、令和3年度は、新たな総合戦略の取組と連動した予算編成となる一方、コロナ禍における「新しい日常」の下、市民生活を守り、地域経済の速やかな回復に向けた取組を優先的に進める必要がある。厳しい財政見通しの下、持続可能なまちづくりへの転換を図るためには、令和3年度を始期とする第4次行政改革大綱に掲げる取組項目等を適切に推進しながら、職員一人一人が、市民ニーズの的確な把握や客観的な根拠に基づき、費用対効果を踏まえた事業の取捨選択、優先順位の徹底、ゼロ予算の検討など、社会環境の変化に即応した効率的・効果的な行財政運営に一層努め、予算の重点化を図る必要がある。

Ⅲ. 予算編成の方針

今後、極めて厳しい財政状況が予想される中、令和3年度の予算編成は中長期的な財政の健全性を堅持することを前提に、本市将来都市像の実現に向け、総合戦略に掲げる施策を推進するとともに、「新たな日常」などの今後の社会変容を見据えた新たな取組を進めていくこととし、次に掲げる方針に基づき行う。

記

1. 感染症への対応

市民の生命、雇用、事業と生活を守り抜くとともに、「新たな日常」の実現にむけ、感染症拡大防止対策や経済・社会対策に必要な事業を精査した上で、要求すること。

2. 政策的事業の推進

「まち・ひと・しごと創生総合戦略」は第2期総合戦略を策定するところであり、重点施策は同戦略の中で示すこととなるが、地方創生を推し進めるため、特に人口減少、少子化への対策に繋がる事業の創出に取り組むこと。併せて、市長マニフェストに掲げられた施策・事業についても、優先度、財源等を勘案しながら具体化に向けて取り組むこと。なお、予算要求にあたっては次に留意すること。

- (1) 重複・関連する既存事業については統廃合等を十分精査すること。
- (2) 新規事業や既存事業の拡充を図る際には、妥当性を裏付ける客観的事実などのエビデンスに基づき構築するとともに、説明責任を果たすためにも、背景にある課題、事業の目的や成果指標（具体的な目標数値）と事業期間（終期）を予め示した上で要求すること。
- (3) スクラップ・アンド・ビルドの徹底により財源を生み出すとともに、国県補助金・交付金等の各種制度について広く検討し、できるだけ有利な財源を活用して要求すること。

3. 投資的経費の取扱い

普通建設事業等の投資的経費については、補助・単独を問わず、市民ニーズや事業効果を勘案したうえで真に必要な事業を絞り込み要求することを基本とする。

特に施設については、公共施設等総合管理計画及び個別施設計画を踏まえ、既存施設の長寿命化、多目的化・複合化及び将来を見据えた適正配置を考慮すること。

4. 徹底した行財政改革と経常経費の削減

行政改革大綱推進計画に基づき、市民ニーズや事業効果を的確に捉え、事業の選択と集中による既存の事務事業等の改善や廃止を含めた見直しを行うこと。

引き続き、前例踏襲からの脱却による歳出経費の見直しを図るため、物件費等の経常経費（義務的経費、債務負担行為設定額等を除く）に係る各課への配分は、原則として令和2年度当初予算額の99%以内とすること。

また、平成30年度から令和2年度において市単独補助金全般を抜本的に見直すこととしており、令和2年度までと期間が定められている補助金等は廃止を前提とし、それ以外のものについても、その効果等を十分検証し、役割を終えたものやこれまで以上の効果が期待できない制度は、廃止・縮減を検討すること。

さらに、感染症の状況を踏まえ、既存事業の実施方法などを再度検証し必要な措置を講じるとともに、あらためて市の役割や事業のあり方について根本に立ち返り見直しを行うこと。

5. AIやRPA等の活用による業務効率化

中長期的な視点で人件費（人員）の削減に資すると見込まれ、また長時間労働が恒常化している職場において働き方改革を推進し、限られた人員のなかで生産性を向上させ、業務の効率化を図る観点から、既存の業務プロセスを見直した上で、AI（人工知能）や定型的なパソコン操作業務のRPA（ソフトウェアロボットによる業務自動化の取り組み）の活用についても、積極的に検討すること。

6. 国・県の動向の把握と対応

今後、国・県においては感染症拡大への対応と経済活性化の両立・「新たな日常」を通じた質の高い経済社会実現に向けて、マイナンバーカードを活用した行政のデジタル化の強力な推進・地方創生や新しい働き方・暮らし方等に対応するための施策が予想されるが、関係府省庁等の動きについては所管課において的確に把握し、財政課と連携を図りながら対応すること。

7. 市議会等への回答の対応

市議会等から指摘を受けて検討・実施すると回答したものや監査委員からの決算審査等で指摘されているものについては、国県補助金・交付金等の各種制度についても広く検討し、具体化に向けて取り組むこと。

8. 特別会計・公営企業会計の健全化

特別会計・公営企業会計についても、一般会計と同様、徹底した事務事業の見直し、経常経費の削減を行うこと。また、独立採算の原則を認識し、運営の合理化・効率化に努めるとともに、保険料(税)や使用料など自主的な財源の確保・見直しを図り、安易に一般会計からの繰入金に依存しないよう計上すること。